

新型コロナ施策情報

「事業復活支援金」

事業規模に応じた給付金を支給

「事業復活支援金」は、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続および立て直しのための取り組みを支援するために、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付する国の制度です。詳しくは次のとおりです。

制度の概要

補助対象者

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者。

給付額上限

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上～50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

給付額算出方法

給付額 = (基準期間の売上高) - (対象月の売上高) × 5  
 ※基準期間 = 基準月を含む5か月

申請方法

「事業復活支援金」のホームページ (<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>) から申請してください。なお、以前に「一時・月次支援金」の申請を行っていない事業者の方は、認定支援機関での事前確認が必要になります。会員事業所は、舞鶴商工会議所で確認できます。

○問い合わせ

事業復活支援金事務局 相談窓口  
 (Tel 0120-789-140)

京都府特定(産業別)最低賃金が改定

～使用者も労働者も必ずご確認を～

令和3年度の京都府特定(産業別)最低賃金が改定され、1月26日から発効しました。特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の「基幹的労働者」に適用されます。

なお、印刷業、金属製品製造業、はん用・生産用・業務用機械器具製造業は、京都府最低賃金を下回っていることから、令和3年10月1日から京都府最低賃金(時間額937円)が適用されています。

<令和3年度 京都府特定(産業別)最低賃金一覧表>

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	適用除外の労働者 (京都府最低賃金が適用されます)
電気機械器具製造業	957円	・18歳未満または65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 他
輸送用機械器具製造業	968円	
各種商品小売業	938円	・18歳未満または65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 他
自動車(新車)小売業	939円	

【注意】

特定(産業別)最低賃金の件名、産業分類、適用除外の労働者等の詳しい内容は、京都労働局のホームページでご確認いただくか、京都労働局労働基準部賃金室(Tel 075-241-3215)、または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。